

第4章 分類上の一般原則

第1項 産業の定義

ここでいう産業とは、原則として、事業所において業としておこなわれる経済活動をいう。教育、宗教、公務、非営利団体などの諸活動は、産業分類における従来の伝統および国際的慣行にしたがってここでは産業に含ませる。しかし家庭内における主婦の家事労働は含まない。

第2項 標準産業分類

産業には多種類のものがある。個々の産業の種類は事業所においておこなわれる経済活動の種類によって区分される。産業の種類を体系的に区分したものが産業分類である。産業を分類する方法は、目的によっていろいろ考えられるが、この分類をとおして相互の比較を可能ならしめるように体系づけたものがこの標準産業分類である。この分類は主として統計調査の対象における産業の範囲を確定したり、統計調査の結果を表示するために用いられる。標準産業分類では、主として次のような諸点に着目して産業の種類を体系的に分類した。

- 1 生産される物または提供されるサービスの種類
- 2 事業所の技術的構造、原材料の性質
- 3 分類項目は、事業所の数、従業員の数、仕事の量、雇用および賃金変動ならびにその他重要な経済事象を考慮して設けること。

この産業分類は、事業所を対象とする経済活動の分類であるから個人を対象とする職業分類とか、商品を対象とする商品分類などと異なるものである。

またこの産業分類では、国営であろうと、民営であろうと、同一経済活動をおこなうものは同一箇所に分類する。

第3項 事業所の定義

ここでいう事業所（エスタブリッシュメント）とは、「物の生産またはサービスの提供が業としておこなわれている個々の物理的場所」のことである。通例、工場、精錬所、鉱山、商店、農家、病院、事務所などと呼ばれ、一区画をしめて経済活動をおこなっている場所である。同一構内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位として取扱う。同一構内に二つ以上の事業所があるとは原則として考えない。しかし同一構内であっても経営主体が異なれば別の事業所として取扱うことはもち論である。たとえばマ

ーケットの一部を借りて営む別経営の商店があれば、明らかに同一構内でも別の事業所となるのである。

事業所はときには住居と一緒にになっていることがある。

また経済活動のおこなわれる場所は一定しているのが普通であるが、ときには一定しない場合もある。たとえば行商人とか、鑄掛屋のようなものである。このような場合には、便宜上その住居を事業所とみなすのである。また農家や漁家などについても業主の住居を農業または漁業活動に関する事業所とみなすのである。

- [注] 1 同一構内とは、一般的には何らかのかこいをもった場所で、関係者以外、外部の人の立入りが自由に許されていない場所をいう。同一構内であるかどうか不明瞭な場合があれば、貸金台帳と経営諸帳簿とが同一である範囲を一個の事業所とみなすことにする。
- 2 近接した二つ以上の場所で経済活動がおこなわれていても、それらが貸金台帳と経営諸帳簿とが同一である場合には、一個の事業所とすることがある。また詰所、派出所のように日々従業員も異り、賃金の支払いもおこなわれないようなものは、場所が離れていても別個の事業所としない場合がある。
- 3 事業所を対象とする調査において、全事業所をとらえようと思えば、建物という建物、世帯という世帯を全部調べなければならない。全事業所を完全にとらえることは難事である。また事業所の有無を確定するのが困難な場合もある。したがって調査の目的に応じて事業所の定義に若干の差異があるのはやむをえない。たとえば家庭の一部で仕事がおこなわれているとき、
- (イ) そこにすべて事業所があるとみなす場合もあるし、
 - (ロ) 事業からの収入が収入のおもな部分をしめている世帯に限って事業所があるとする場合もある。あるいは
 - (ハ) 雇用人または使用者のある場所に事業所を限ることもあり、
 - (ニ) また店舗があるとか看板類似の社会的標識のある場所に限る場合もある。
 - (ホ) 特定の元請業者のもとで多くの下請がなされている場合、事業所をその元請業者のもとに一括する場合もある。
- 4 農家、漁家の場合、同一構内（屋敷内）で他の種類の経済活動がおこなわれていても、原則としてそこに複数の事業所があるとはしない。この場合、その事業所の経済活動の種類は、後述する主要業務の取扱い方によって決定される。ただし主要業務を決定し難い場合には店舗、工場などがあれば別にそれらの事業所があるものとする。
- 5 鉄道業においては、同一構内にいくつかの機関がおかれていることがあるが、この場合にはそれらの機関ごとに別の事業所があるものとする。

第4項 産業分類適用の単位

産業分類適用の単位は、一事業所ごとである。この原則によらないものは建設業である。

建設業については、請負業者の場合は、建設作業のおこなわれる現場を分類の単位とせず、本店（個人企業などで本店のような事務所を持たないときは企業主の自宅）、支店、またはその他の事務所で、常時建設工事の請負契約を結ぶ事務所ごとに一括して分類の単位とする。国、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体の場合には、建設工事をおこなうために設けた工事事務所またはこれに類する事務所ごとに一括する。ただし、地方公共団体が工事事務所をもたないで直営工事をおこなうときは、その工事を管轄する地方公共団体の課または係の所在地に事業所があるものとみなす。また土地改良区、水害予防組合、その他の団体の場合には建設工事をおこなうために設けた工事事務所を単位とし、工事事務所をもたず直営工事をおこなっている場合には、組合などの事務所または代表者の自宅に事業所があるものとする。

〔注〕 運輸通信業およびその他の公益事業（倉庫業、通信業および運輸に付帯するサービスを除く）について産業分類を適用する場合には、原則として経済活動がおこなわれる場所または機関ごとに分類の単位とする。ただし、調査の目的と方法によってはこの原則によるのが不適當または困難である場合には、経済活動がおこなわれる場所（または機関）を統轄する上級機関を分類の単位とするものとする。

第5項 公務の範囲と単位

産業分類は経済活動の種類による分類であって、国営であろうと、民営であろうと、同一の経済活動は同一箇所に分類するのである。したがって産業分類の項目としての公務に分類されるものは、国または地方公共団体の機関のうち、中央官庁およびその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など立法事務、司法事務および本来の行政事務をおこなう官公署であって、その他のものは一般の産業と同様にそのおこなう業務によってそれぞれの産業に分類される。国や地方公共団体がおこなう業務はきわめて広い範囲にわたっており、その機構も複雑であるから、どの業務が本来の行政事務であり、どの業務が一般産業と同じ種類のものであるかを決定することは困難である。本分類においては、大分類M-公務の総説においてこの取扱いに関する通則をかかげることとし、分類表の内容例示とあいまって公務の範囲を明らかにするようにつとめた。

公務の分類の単位は単一の事業所である。場所が離れていれば原則として別の事業所とするのである。ただし詰所や派出所のように日々従業員も異なり、賃金の支払いもおこな

わず一単位の事業所とみられないものは、場所が離れていても別個の事業所としない場合があることは前述のとおりである。また同一場所であっても、法令により独立の機関として置かれている組織体は原則として一事業所となる。

第6項 事業所の産業は主要業務により決定される

事業所の定義については第3項で、産業分類を適用する単位については第4項でのべた。次におこる問題は、何によって産業を決定するかである。一事業所内で異種の経済活動がおこなわれている場合には、その事業所の産業は主要な経済活動に着目して決定される。これは事業所の内部においておこなわれる経済活動には各種各様のものが複合している場合があるからである。その場合、事業所の産業は主要業務によって、すなわち特定生産品（生産品集団）または特定の取扱う商品（商品集団）あるいは提供する特定サービスに帰属する過去一個年の総収入または総販売額の最も多い事業によって決定するのである。総収入からは偶然の要素によって影響をうけている部分を除かなければならない。

この原則によることが明らかに不適当な場合は、従業員の数または設備が用いられることがある。たとえば、製鉄の場合のように高炉の有無など、設備に着目して産業を決定する場合があるし、また、可塑物製品製造などの場合に、それが一貫作業としておこなわれている事業所は、最終製品によらず設備に着目して化学工業に分類するが、原料を購入して同一製品を製造する事業所はその製品によってそれぞれの産業に分類するようなものである。

次に一個年内に事業の転換がおこなわれた事業所については、必ずしも一個年間の総収入によらず、この転換が、将来もとの事業にもどる意志のないものであれば、たとえその総収入が少くとも転換事業を主要活動とするのである。しかし転換が一時的であって、事情が許す限りもとの事業に復帰する考えであり、また設備などからみて可能であれば、たとえ総収入が少くとも先の事業をもって主要活動とするのである。また、季節によって定期的に事業を転換する場合には、調査期日におこなう事業とは関係なく一個年間の総収入によって主要業務を決定するのである。

休業中または清算中の事業所の産業は、営業中、または精算に入る前の経済活動によって決定する。また設立中の事業所は開始する経済活動によって産業を決定する。廃業した場合には、事業所も存在せず産業もないとするのが調査における通例の取扱いである。

管理事務をおこなう本社、出張所などは管理される主たる事業所と同一産業に分類する。ただし卸売を主とする出張所などは卸売業に分類される。

〔注〕 従来、自家用補修工事および鉄道業についてのみ、特例として付随事業所の取扱いをみとめていたが、今回の改訂で倉庫業から自家用倉庫をはずしたため、自家用倉庫についても付随事業所の取扱いをすることになり、それ以外の場合は、一事業所にお

いておこなわれる経済活動が主事業所の付随事業であって一般を対象としない場合でも原則としてそれぞれの主要経済活動によって分類される。

ただし、調査の目的によっては、修理工場、変電所、倉庫、車庫、包装運搬所、通信所、集荷所など一定の範囲の経済活動に限って主事業所に専属する付随事業所の活動をみとめ、

(イ) それを主事業所と同じ産業に分類するとか、

あるいは

(ロ) 主事業所にあわせて一個の事業所として取扱う場合があるものとする。

第7項 個人を対象とする調査への適用

国勢調査のように各個人を対象とする調査において、各人がどのような産業に属しているかを調べようと思えば、各個人について、事業所はどこであり、その事業所はどんな経済活動をしているかを尋ねなければならない。個人を調査対象とすることによって家庭に雇われる女中や文筆家や単独の大工のような職業と産業とが密接に関連しているものもとらえられることになり、有職業者と有産業者の数は一致する。

また個人を対象とする調査においては、事業所の経済活動を实地に事業所に行かずに間接的に尋ねなければならないことがでてくる。このような場合には事業所の経済活動について詳しいことはききがたいので、産業分類の適用も比較的あらい段階にとどまるのが普通である。

第8項 その他

この分類を通じて、個人経営の農林漁業にたいする販売ないし貸加工サービスの提供は一般消費者世帯にたいするものと同様に取扱う。また同一企業に属する事業所間の商品の移動またはサービスの提供は、販売または対価をうけとっておこなうサービスの提供と同様に取扱うものとする。

第5章 本分類に採用した10進分類法

この分類は大分類、中分類、小分類、細分類という4段の分類であり、分類記号としてはアラビア数字を使い、分類項目をたてる場合には原則として10進法を用いている。すな

わち1個の大分類を10個以内の中分類に分類し、さらに各中分類を10個以内の小分類に、各小分類を10個以内の細分類に分類することである。

しかしながら本分類の大分類項目数は14個あるので大分類の見出しのために便宜上アルファベットを用いたが、各分類記号の第1位の数字をみれば大分類の位置が大体わかるようになっている。また1個の大分類に属する中分類項目数を10個以内には分類しきれない場合もあるので中分類記号は全項目を通じて100進法を用いて各中分類項目の位置を明示することにした。このようにして中分類は2桁の数字で、小分類は3桁の数字で、細分類は4桁の数字で示され、数字の桁数によってその分類項目がどの程度の分類であるかがわかる。このような編成をする利益は、将来分類項目の増減をおこなうときに全体系を変更せずに容易に部分的修正をすることが可能であり、また製表するとき、ことに機械集計をする場合に能率化することができる点にある。

ここに注意すべきことは第1に3桁目、4桁目に0の数字を用いないこと、第2に3桁目、4桁目の9の数字に特殊の意味があることである。第1について3桁目、4桁目に0の数字を用いないのは、たとえば02という中分類項目を4桁であらわす必要があるとき0200と書きあらわすための便宜を考慮したものである。したがって3桁の分類記号はたとえば020からはじまらないで021からはじまり、また4桁の分類記号はたとえば0210からはじまらないで0211からはじまる。

第2の場合すなわち3桁目、4桁目の9の数字であるが、ある分類項目を細分するに当って数個の分類項目を設け、その他は一括して「雑」あるいは「他に分類されない」とすれば充分である場合に、最後の「雑」分類項目であることを示すために番号をとばして9の数字を用いる。このようにすれば必要に応じて「雑」分類項目の中から容易に分類項目を抜きだして独立項目にすることができる。ただし9個の分類項目に空なく分類しきるときも9の数字を用いることがあるから9の数字には2通りの意味がある。

第6章 標準産業分類の各項目と説明

および内容例示の解説

本分類は四段に別れ、これを示すのに各分類項目の名称と10進法による数字を付加してある外、各項目に説明と、おもな内容が例示してある。さらに紛らわしいものについては各項目の内容説明中に、正しい所属項目の位置が示してある。○印はその項目に含まれるもの、×印は他の項目に含まれるものを示す。×印に掲げた産業の所属項目は〔 〕で示す分類番号および内容の説明によって知ることができる。

なお、この外に五十音順に産業名を列挙し、その所属項目の分類番号を付した日本標準産業分類第2巻索引表の改訂版も続いて刊行する予定である。

なお、この日本標準産業分類は産業分類を適用するもっとも普通の単位である事業所に適用することを主眼として作成されており、したがって本書では各項目の説明も「……事業所をいう。」のかたちで示されているが、事業所以外の単位、たとえば企業によって産業分類を適用する必要がある場合には、事業所の場合に準じて分類を適用されたい。